

シリーズ住民投票 その3

「常設型」と「個別型」 — 住民投票条例の異なる二つの方式



2019年11月9日 FB ページ I Love いしがき に投稿

本シリーズの「その2 リコールと、住民投票と、地方自治法」

<https://www.facebook.com/loveishigaki/photos/a.953527301391709/2437220433022381/>で紹介したように、地方自治法は、地方自治体で日々生じるさまざまな案件に対する住民投票の制度については、何も記述していません。これは、各地方自治体がそれぞれに相応しい住民投票制度を独自に作ることに、法律上の縛りはない、ことをも意味しています。そこで、そのような制度を作る努力が、全国各地で行われてきました。

多くの場合、その目標は、地方自治法が定めているリコール制度のように、投票権者の「3分の1」とか「4分の1」など一定割合以上の人が連署をもって請求すれば、議会にかけることなく投票を実施できるようにすることでした。

しかし、投票実施の要件（以後「実施要件」と呼びます）として必要な署名数の割合などを定めても、「誰が投票できるか」、「投票率がどれだけあれば成立と認めるか」、などの投票実施のルール（「以後「実施ルール」と呼びます）は、その都度条例を制定して決めるとすれば、結局、実施するしないを最終的に決めるのは条例制定権を持つ議会、となってしまう。

そこで、多くの地方自治体で検討されたのが、「常設型住民投票条例」と呼ばれる方式です（以下「常設型」と略します）。これは、「自治基本条例」とか「まちづくり基本条例」という、「その地方自治体の最高規範」の条例を議会が制定して、その中に「住民投票」の章を設け、条文で、あるいは別途制定する常設の「住民投票条例」で、実施要件と、どの住民投票にも一律に適用すべき実施ルールを、あらかじめ決めておく方式です。

この常設型に対して、「その2」で触れた、住民が、個別の案件について、地方自治法第74条の条例制定改廃請求権に基づいて住民投票条例案の制定を直接請求し、それが議会の可決によって成立すれば投票を実施する方式は、「個別型（あるいは個別設置型）住民投票条例」方式と呼ばれるようになりました（以下「個別型」と略します）。

もちろん、住民の請求だけでなく、首長や議員の発議でも、住民投票は行われています。ただし、首長や議員には、地方自治法に基づく議会への議案提案権があります。そこで、常設型でも、首長、議員の発議は、議会に提案し、その可決をもって実施するとするのが通例なので、両方式に大きな違いはないようです。

一方、住民の請求による場合には、本質的な違いがあります。

個別型では、有権者の50分の1以上の連署があれば、提出された住民投票条例案を議会が審議します。しかし、集まった署名がどんなに多くても、たとえ有権者の過半数を超えても、議会が否決すれば、投票は行われません。事実、住民の直接請求による条例案220件（ただし、市町村合併に関するものは除く）のうち、議会が可決し制定されたものはたった17件で、7.7%にすぎないと言われます（勝浦、石津 2016 (*1)）。ですから、

間接民主主義を補う直接民主主義的制度としての「たとえ議会と意見が異なる場合でも住民多数の意思を表明できる」権利は、保障されていません。

これに対して、常設型では、多くの署名を集めるという高いハードルさえ越えれば、議会にかけることなく、常設ルールによる投票実施が保障されます。

このほかにも、常設型では、住民にとって、一定の専門的知識を要する条例案の準備は不要で、設問を提案するだけで良いなど、請求の手続きが簡素になり、しやすくなります。

こういう面だけ見れば、常設型にはメリットがあり、反対する理由はあまりないように思えます。

ところが、日本の地方自治体の数は、都道府縣市町村を全部合わせると 1778 ですが (Wikipedia)、そのうち自治基本条例を制定したのは 377 自治体で (NPO 法人公共政策研究所 2019 年 8 月 1 日現在)、全体の 21%にとどまっています。さらに、その中で常設型の住民投票条例を制定した自治体の数は、わずか 60 程度と言われ(*1)、全体の 3%程度しかありません。自治基本条例の中に、住民投票は別に定める条例により実施する、という条項が設けられているのに、その条例案が議会で否決され、制定に至っていない例もあります。

他方、自治基本条例を制定した地方自治体のうちの、半数に近い 171 の自治体では、住民投票については個別型を採用しているそうです (茅ヶ崎市調べ 2017 年 12 月(*2))。

常設型住民投票条例制定の努力は、全国各地で、かなりの困難にぶつかっていると見るべきでしょう。

では、どんな困難があるのでしょうか。それは、次回に見ていくことにします。

*1 勝浦 信幸, 石津 賢治 「地方公共団体における住民投票制度に関する一考察 : 北本市における新駅建設をめぐる住民投票の事例を踏まえて」 (経済学会 50 周年記念論文集) 城西経済学会誌 37, 87-117, 2016-03 発行:城西大学経済学会

http://libir.josai.ac.jp/il/user_contents/02/G0000284repository/pdf/JOS-02872072-3705.pdf

*2 茅ヶ崎市 「住民投票制度に関する市の考え方」 2018 年 5 月

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/295/jyu-minnto-hyou-shinokanngaekata.pdf

石垣市 住民投票を求める会

あなたの寄付が 島を救う!



住民投票を実施するため裁判を提起しました。
是非とも寄付のご協力をお願い致します。

2019年9月19日現在、石垣市で14,263筆(市有権者1/3以上の法定署名)をもって市民によって請求され、市長が実施の義務を負う住民投票が未だ行われていません。

多くの市民から署名を託された住民投票の会は、署名の有効性と市長の住民投票の実施義務を明らかにするため、義務付け訴訟の提起及び仮の義務付けの申し立てを行うことにしました。

<詳しい経緯は裏面をご覧ください。>

ご寄付はこちらから

◆ゆうちょ銀行から

記号 17070-21645561

◆他行からお振込

ゆうちょ銀行 店名 ^{ナナゼロハチ}七〇八
普通預金 口座番号2164556

口座名義 イカキジ ユミントウヒョウモトメカイ

寄付特別サイトはこちらから



クレジットカードでのご寄付も可能です!
HPは「<https://ishigaki-tohyo.com/>」
または「石垣市 住民投票」で検索!

皆様からのご支援は、
こんな風に使わせて頂きます。

裁判費用

高額になる
弁護士費用や
文書通信費など



渡航費用

原告・弁護士の
石垣～那覇間
の移動経費



活動経費

書類の印刷代、
文具・備品の補
充など



ご協力お願いします!



石垣市住民投票を求める会 (✉ info@ishigaki-tohyo.com)

住所: 石垣市新川 299 ☎ 080-6517-2920 又は 090-3792-6937

(石垣市住民投票を求める会さんのチラシのコピー)